

別表第1

扶養認定に必要な書類

区分	添付書類
出生したとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
婚姻したとき	住民票の写し（職員と配偶者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員および配偶者が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
婚姻したとき（内縁の場合）	住民票の写し（職員と内縁になったもの、続柄入り）
	戸籍抄本（職員、内縁関係のもの双方）（住民票の写しで職員との続柄が妻（未届）又は夫（未届）であることが確認できない場合）
	仲人の証明書又は挙式の証明書（住民票の写しで職員との続柄が妻（未届）又は夫（未届）であることが確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
退職したとき（父母、弟妹、孫を除く）	住民票の写し（職員と退職した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	離職票1、2（写し）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
満60歳以上の父母を扶養するとき	住民票の写し（職員と父母、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶助料又は最新の年金改定通知書（写し）（改定がない場合は年金証書（写し））
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
	離職票1、2（写し）（退職したとき）
配偶者が育児休業を開始したとき	住民票の写し（職員と配偶者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員および配偶者が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	育児休業承認書（写し）
	産前休暇を開始した月の前月の給与明細（写し）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
心身に著しい障害がある満22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子を扶養するとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	終身労務に服することができない程度の障害であることが記載された医師の診断書等
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書

心身に著しい障害がある配偶者、父母又は兄弟姉妹等を扶養するとき	住民票の写し（職員と配偶者又は父母兄弟姉妹、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	終身労務に服することができない程度の障害であることが記載された医師の診断書等
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
収入限度額未満になったとき（父母、弟妹、孫を除く）	住民票の写し（職員と収入減となった者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	産前産後、長期欠勤、休職であることがわかるもの（写し）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
雇用保険の受給が終了したとき（父母、弟妹、孫を除く）	住民票の写し（職員と雇用保険の受給が終了した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	雇用保険受給資格者証（支給終了と印字されたもの）（写し）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
養子縁組したとき	住民票の写し（職員と養子縁組した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
弟妹又は孫を扶養するとき	住民票の写し（職員と弟妹又は孫、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
	離職票1、2（写し）（退職したとき）
配偶者がいなくなったことにより新たに子を扶養するとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
職員の費用負担が配偶者の費用負担を上回ることにより子を扶養親族とするととき	住民票の写し（職員と扶養しようとする者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書
その他新たに扶養するとき	住民票の写し（職員と扶養しようとする者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	その他（事由により個々に決定する）
	扶養親族（被扶養者）にかかる申出書

別居しているものを扶養する場合は、上記添付書類に加え以下のものを追加すること

区分	添付書類
別居しているものを扶養するとき	住民票の写し
	戸籍抄本（職員との続柄がわかるもの）
	振込領収書（職員）（写し）
	通帳（被扶養者）（写し）

扶養減員に必要な書類

区分	添付書類
死亡したとき	住民票の写し（×表示のあるもの、職員と死亡したもの）または死亡診断書（写し）
離婚により配偶者を減員するとき	住民票の写し（×表示のあるもの、世帯全員、続柄入り）
	戸籍抄本
被扶養者が婚姻したとき	住民票の写し（×表示のあるもの、職員と婚姻した被扶養者）
	戸籍抄本
就職したとき	就職証明書または在職証明書（就職年月日入り）
雇用保険を受給開始したとき	雇用保険受給資格者証（写し）
別居したとき	住民票の写し（×表示のあるもの、職員と別居した者）
	理由書
育児休業が終了したとき	育児休業承認書（写し）または育児休業期間変更通知書（写し）
年金受給の開始（額改定）したとき	年金証書（写し）、年金改定通知書（写し）